


栃木県鳥獣保護区等位置図 (令和5(2023)年度)

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟の際にはこの図面を携帯し区域が明確に判別できない時は、必ず標識を確認するとともに、地元猟師や、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないよう狩猟してください。

- 凡 例
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 自然公園特別保護地区
 - 銃器に係る特定猟具使用禁止区域
 - 指定猟法(鉛散弾)禁止区域
 - 狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く)
 - 狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く)
 - 鳥獣保護区等区域
 - 固有林
 - 乗り入れ規制地区
 - 環境森林(森林管理)事務所界
 - 環境森林(森林管理)事務所所在地

項目	色	凡例
1 日光山	水色	水鳥
2 大田原	水色	水鳥
3 大田原	水色	水鳥
4 大田原	水色	水鳥
5 大田原	水色	水鳥
6 大田原	水色	水鳥
7 大田原	水色	水鳥
8 大田原	水色	水鳥
9 大田原	水色	水鳥
10 大田原	水色	水鳥
11 大田原	水色	水鳥
12 大田原	水色	水鳥
13 大田原	水色	水鳥
14 大田原	水色	水鳥
15 大田原	水色	水鳥
16 大田原	水色	水鳥
17 大田原	水色	水鳥
18 大田原	水色	水鳥
19 大田原	水色	水鳥
20 大田原	水色	水鳥
21 大田原	水色	水鳥
22 大田原	水色	水鳥
23 大田原	水色	水鳥
24 大田原	水色	水鳥
25 大田原	水色	水鳥
26 大田原	水色	水鳥
27 大田原	水色	水鳥
28 大田原	水色	水鳥
29 大田原	水色	水鳥
30 大田原	水色	水鳥
31 大田原	水色	水鳥
32 大田原	水色	水鳥
33 大田原	水色	水鳥
34 大田原	水色	水鳥
35 大田原	水色	水鳥
36 大田原	水色	水鳥
37 大田原	水色	水鳥
38 大田原	水色	水鳥
39 大田原	水色	水鳥
40 大田原	水色	水鳥
41 大田原	水色	水鳥
42 大田原	水色	水鳥
43 大田原	水色	水鳥
44 大田原	水色	水鳥
45 大田原	水色	水鳥
46 大田原	水色	水鳥
47 大田原	水色	水鳥
48 大田原	水色	水鳥
49 大田原	水色	水鳥
50 大田原	水色	水鳥
51 大田原	水色	水鳥
52 大田原	水色	水鳥
53 大田原	水色	水鳥
54 大田原	水色	水鳥
55 大田原	水色	水鳥
56 大田原	水色	水鳥
57 大田原	水色	水鳥
58 大田原	水色	水鳥
59 大田原	水色	水鳥
60 大田原	水色	水鳥
61 大田原	水色	水鳥
62 大田原	水色	水鳥
63 大田原	水色	水鳥
64 大田原	水色	水鳥
65 大田原	水色	水鳥
66 大田原	水色	水鳥
67 大田原	水色	水鳥
68 大田原	水色	水鳥
69 大田原	水色	水鳥
70 大田原	水色	水鳥
71 大田原	水色	水鳥
72 大田原	水色	水鳥
73 大田原	水色	水鳥
74 大田原	水色	水鳥
75 大田原	水色	水鳥
76 大田原	水色	水鳥
77 大田原	水色	水鳥
78 大田原	水色	水鳥
79 大田原	水色	水鳥
80 大田原	水色	水鳥
81 大田原	水色	水鳥
82 大田原	水色	水鳥
83 大田原	水色	水鳥
84 大田原	水色	水鳥
85 大田原	水色	水鳥
86 大田原	水色	水鳥
87 大田原	水色	水鳥
88 大田原	水色	水鳥
89 大田原	水色	水鳥
90 大田原	水色	水鳥
91 大田原	水色	水鳥
92 大田原	水色	水鳥
93 大田原	水色	水鳥
94 大田原	水色	水鳥
95 大田原	水色	水鳥
96 大田原	水色	水鳥
97 大田原	水色	水鳥
98 大田原	水色	水鳥
99 大田原	水色	水鳥
100 大田原	水色	水鳥



ニホンジカ・イノシシ狩猟期間延長区域(ニホンジカ・イノシシ)の狩猟期間延長区域

種別	期間
ニホンジカ(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、葛野町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、那須野上町、那須町、那須郡(計20市町))	11月1日~3月15日 (ただし、11月1日~1月14日は、おなじみの鳥獣保護区等位置図(令和5年度)を参照)
ニホンジカ(上記20市町以外の市町)	毎年11月15日から 毎年2月15日まで
イノシシ(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、葛野町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、那須野上町、那須町、那須郡(計20市町))	11月1日~1月14日、おなじみの鳥獣保護区等位置図(令和5年度)を参照 毎年11月15日から 毎年2月15日まで
イノシシ(上記20市町以外の市町)	毎年11月16日から 毎年2月15日まで

○圏内で生息が確認されていない鳥獣も含まれています。
○アリアケは毎年10月31日まで狩猟を禁止しています。

ニホンジカ・イノシシの捕獲数量の制限(栃木県)

種別	制限
イノシシ	1羽以内
ヤマドリ	合計して2羽以内
コジュケイ	5羽以内
イノシシ、ヤマドリ、マガモ、カルガモ、ハシロロ、オナガガモ、コガモ、ホシハシロ、キョウロハシロ、スズガモ、クロガモ	合計して5羽以内 (ただし、捕獲場所によっては、狩猟期間を越えて合計10羽以内)
キジ	10羽以内
ヤマシギ、タシギ	合計して5羽以内

※ニホンジカについては、法令の改正により平成29年度の猟期から捕獲数量制限が解除され、オス・メスともに数の制限なく捕獲できるようになりました。